上板町災害時協力井戸登録及び生活用井戸水供給に係る水質検査費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、地震等の災害により上水道施設が被災した場合において、当該施設が復旧するまでの間、生活に使用する水（以下「生活用水」という。）として供給可能な井戸を登録し、井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が登録に伴い当該井戸の水質検査の実施を希望する場合、検査費の補助をすることにより、災害時における町民の生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、水質検査とは、水道法に基づく水質基準に関する省令（平成１５年厚生労働省令第１０１号）に定める項目のうち、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第４条第３項イに基づく１６項目及び、検査機関が定める独自の項目がある場合は、それを加えた項目を検査することをいう。

（登録）

第３条　町長は、所有者等で災害時に生活用水として井戸水を提供する意思のある者から申し出があった場合、第４条に定める登録要件を満たした井戸について、災害時協力井戸として登録するものとする。

（登録の要件）

第４条　災害時協力井戸の登録要件は、次の各号を全て満たすものとする。

（１）町内に所在するものであること。

（２）現在井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用するものであること。

（３）災害時に無償で井戸水を提供できること。

（４）井戸水をくみ上げるためのポンプ、つるべ等があること。

（５）井戸枠等が設置されており、安全に使用できること。

（６）町民に広く周知を図るため、井戸の所在地等を公表することについて、同意が得られること。

（登録の手続）

第５条　災害時協力井戸の登録を受けようとする所有者等（以下「申出者」という。）は、災害時協力井戸登録申出書（様式第１号）により申し出るものとする。

２　町長は、前項の規定による申し出があったときは、速やかに現地調査等必要な調査を行い登録の可否を決定するとともに、申出者に対し、災害時協力井戸登録可否決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

３　町長は、前項の規定により登録を受けた申出者（以下「登録者」という。）に対し、災害時協力井戸指定標識（様式第３号。以下「標識」という。）を交付するものとする。

（標識の掲示）
第６条　登録者は、標識を玄関等見やすい場所に掲示しなければならない。

（登録の解除）
第７条　町長は、災害時協力井戸が次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を解除するものとする。
（１）登録者が災害時協力井戸登録解除申出書（様式第４号）により解除を申し出たとき。
（２）第４条の登録要件を満たさなくなったとき。
（３）その他、町長が災害時協力井戸として適当でないと認めたとき。
２　町長は、災害時協力井戸の登録を解除する場合においては、災害時協力井戸登録解除通知書（様式第５号）により、登録者へ通知するものとする。

（水質検査費の補助）
第８条　登録者は、第９条に定める補助要件等を満たす場合、当該井戸における水質検査費の補助を受けることができる。

（補助の要件等）
第９条　水質検査費補助の対象者は、上板町に住所を有し、実際に居住している者のうち、生活用水にかかる井戸を所有する者又は管理する者とし、かつ、上板町における町税等（町税、介護保険料、水道料金、町の各種公共施設使用料等、町または関係機関への納入を要するもの。）の滞納がない者とする。
２　補助金は、水道法第２０条第３項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた検査機関において水質検査を受けた者に対して、井戸１箇所につき１回を限度に予算の範囲内で交付する。ただし、 町長が特別の必要があると認める場合についてはこの限りでない。

（補助金の額）
第１０条　補助金の額は、水質検査に要した費用の全部について、１万１千円を上限として予算の範囲内で交付するものとする。
２　前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）
第１１条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の関係書類を添付して、補助金交付申請書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。
（１）水質検査に係る見積書
（２）対象となる井戸の写真
（３）その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）
第１２条　町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、速やかに内容を審査の上、補助金の交付・不交付を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第７号）により申請者に通知するものとする。

（変更又は中止の承認申請）
第１３条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、交付の決定を受けた補助内容を変更又は中止しようとするときは、次の関係書類を添付して、補助金交付（変更・中止）申請書（様式第８号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
（１）水質検査に係る費用の変更後の見積書の写し
（２）その他町長が必要と認める書類
２　交付の決定を受けた補助内容を中止しようとするときは、前項の規定による水質検査に係る費用の変更後の見積書の写しは添付しないものとする。

（変更又は中止の承認）
第１４条　町長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、補助金交付（変更・中止）承認通知書（様式第９号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）
第１５条　申請者は、検査業者から水質検査結果を受け取り、支払いが完了したときは、次の書類を添付して、実績報告書（様式第１０号）を町長に提出しなければならない。
（１）　水質検査結果の写し
（２）　水質検査に要した費用に係る領収書の写し
（３）　標識設置後の写真
（４）　その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）
第１６条　町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適合と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、申請者に補助金交付確定通知書（様式第１１号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）
第１７条　前条の規定により補助金交付確定通知を受けた者は、補助金請求書（様式第１２号）を提出し、町長に補助金の交付を請求するものとする。
２　町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第１８条　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（１）本要綱に違反したとき。

（２）町長に提出した書類及び報告に偽りがあると認められるとき。

（３）その他補助事業の施行について、不正があったと認められるとき。

（補則）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年１１月２日から施行する。

この要綱は、令和６年２月１日から施行する。